

研修を受講する従業者を支援する介護事業者に補助します！

## 介護職員研修受講促進支援事業費補助金について

### 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者

### 研修受講料支援事業費補助 (受講料負担への補助)

研修に必要な費用を補助します。

補助額 (研修受講者1人当たりの補助上限額)

**介護職員初任者研修 24,000 円**

**実務者研修 40,000 円**

(対象費用) ○事業者が直接研修機関に支払った受講料

○従業者が負担した受講料に対して支払った支給金

(対象職員) ○研修を受講する職員の雇用形態は常勤・非常勤職員を問いません。

### 代替要員確保対策事業費補助 (代替職員配置への補助)

職員が研修を受講する期間に代替職員を確保するための費用を補助します。

**介護職員初任者研修 65,000 円**

**実務者研修 39,000 円**

**介護福祉士ファーストステップ研修 56,000 円**

(対象費用) ○代替職員を雇用した場合、派遣職員を依頼した場合の他、既に雇用している非常勤職員により代替する場合も対象となります。

(対象職員) ○研修を受講する職員の雇用形態は常勤・非常勤職員を問いません。

お問合せ先 神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課福祉介護人材グループ

電話045-210-4768 (直通)

郵送先 〒231-8588 (所在地記載不要)

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課 福祉介護人材グループあて

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533152/>

介護情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/top-category.asp>

事業者⇒ライブラリー⇒18 補助金・助成金等⇒介護職員研修受講促進支援事業費補助金

## 手続きの流れ

### 1 交付申請書の作成

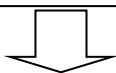
○県ホームページ又は介護情報サービスかながわ「書式ライブラリー」より補助金交付要綱、実施要領をダウンロードし、補助要件や申請書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。

○今年度の補助金対象となる従業者についてまとめて申請書を作成します。  
記載例を参考に作成してください。

○「研修受講料支援事業費補助」「代替職員確保対策事業費補助」両方の補助金を受けたい場合もまとめて申請します。

○いずれの研修においても、受講職員が**今年度中に研修を修了**し、介護事業者等の受講料負担や代替職員配置に係る**費用の支出が今年度中に終了**するものが対象となります。

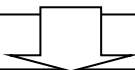
\*提出書類についてはp4をご覧ください。



### 2 交付申請書の提出

○県地域福祉課へ交付申請書を提出します。

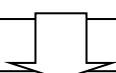
\*申請書受付スケジュールはp3をご覧ください。



### 3 交付決定

○県が申請書の内容を審査し、交付決定通知書を発行します。

**※事業は交付決定通知後に行ってください。**



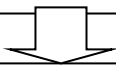
### 4 補助事業の実施

<事業の着手日とは>

**○介護事業者等が受講料を支払った日又は従業者が研修を受講開始のいずれか早い日**

**○代替職員配置の初日又はそれに係る費用の初回支払日のいずれか早い日**

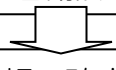
※平成31年3月31日までに受講職員が研修を修了し、介護事業者の費用負担（支出）が終了することが補助金支給の条件になります。



### 5 実績報告書の提出

予定していた研修受講者（年度内に修了できる者）が全て修了し、受講料負担や代替職員配置に係る支出が全て終了したら、実績報告を1ヶ月以内に提出します。

**（最終提出期限 平成31年4月5日）**



### 6 補助額の確定・補助金の支払い

実績報告の内容を確認後、補助額を確定し、補助金を支払います。

4月上旬に事業着手予定の場合、まずは電話にてご連絡ください。

※平成30年3月1日から申請書受付を開始します。

※予算額を超える申請があった場合は先着順とし、申請書受付を早期終了する場合があります

事業着手日（次のいずれか早い日） ・研修の受講開始日 ・介護事業者の費用支払い日 ・代替職員の初回配置日	交付決定	申請書受付〆切 (当日必着)
4月1日～4月15日	随時 *事前着手届の承認により、事業着手後になることがあります。	●事前着手届 事業着手日の3営業日前
4月15日～4月末		●申請書 事前着手届提出後1週間
5月1日～5月15日		●事前着手届 4月10日まで ●申請書 事前着手届提出後1週間
5月16日以降	5月15日	●事前着手届と申請書 4月20日 ※以降申請書の提出のみ 4月20日
6月1日以降	5月末	4月27日
6月16日以降	6月15日	5月15日
7月1日以降	6月末	5月31日
7月16日以降	7月13日	6月15日
8月1日以降	7月末	6月29日
8月16日以降	8月15日	7月13日
9月1日以降	8月末	7月31日
9月16日以降	9月14日	8月15日
10月1日以降	9月末	8月31日
10月15日以降	10月15日	9月14日
11月1日以降	10月末	9月28日
11月16日以降	11月15日	10月15日
12月1日以降	11月末	10月31日
12月16日以降	12月14日	11月15日
1月1日以降	12月末	11月30日
1月14日以降	1月14日	12月14日
2月1日以降	1月末	12月28日
2月15日以降	2月14日	1月14日
3月1日以降	2月末	1月31日

## 提出書類

**事前着手届** ＊事業着手日が4月1日～5月15までの場合に必要

- 事業着手日が4月中の場合は、まず「**事前着手届**」を前ページの期限までに提出してください。その後、1週間以内に下記の「**交付申請書提出書類**」を提出してください。
- 事業着手日が5月1日～5月15日までの場合は、下記の「**交付申請書提出書類**」と一緒に「**事前着手届**」も提出してください。
- 事業着手日が5月16日以降の場合は、「事前着手届」の提出は不要です。

## 交付申請書提出書類

### <共通書類>

	書類名	様式
①	申請書	様式1
②	役員名簿一覧	様式1付表
③	所要額調書	様式2
④	事業計画書	様式3
⑤	社内研修規程等 職員向けに示している社内研修制度等の規程を提出してください。	
⑥	歳入歳出予算書の抄本	参考様式有
⑦	口座振込み申込書	参考様式有

### <研修受講料支援事業費補助にかかる添付書類>

	書類名	様式名
⑧	研修受講予定及び受講料負担予定額計算表	別紙様式1
⑨	研修の受講料がわかるパンフレット等	コピーで可

### <代替要員確保対策事業費補助にかかる添付書類>

	書類名	様式名
⑩	代替職員配置予定及び代替職員費用予定額計算表	別紙様式2-①
⑪	代替職員費用予定額算出表	別紙様式2-②

○補助金交付要綱、補助金実施要領、申請様式等は神奈川県ホームページ又は介護情報サービスかながわ「書式ライブラリー」からダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f533152/>

介護情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/top-category.asp>

事業者⇒ライブラリー⇒18補助金・助成金等⇒介護職員研修受講促進支援事業費補助